

令和8年2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和8年2月10日(火) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均 ・ 酒井 勉
清水 健吉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子 ・ 館林 朋子
永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢 ・ 林 明
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範
山中 敏彰

欠席委員

岩佐 哲司

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博 ・ 小林 英彦
近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘
玉田 昇三 ・ 戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊郎
平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄
柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長 三嶋 克之 主幹 小栗健一郎
主査 佐々木宗弘 主任主事 臼井 健人
主任主事 高井菜々子 主事 藤野 元志
主事 可児 匠

関係者

経済部農林課主任主事 一色 瑛里佳

議 事

- 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第7号 地域計画変更のための意見聴取について
- 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和8年第2回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号6番、江崎美咲委員、議席番号7番、藤吉理功委員の両委員よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転17件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第4号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、島地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

3番、三里地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

4番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、及び6番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

4ページをお願いします。

小栗主幹

8番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
9番、方県地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
10番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
5ページをお願いします。
11番、茜部地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。
12番、鶉地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
13番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
6ページをお願いします。
14番、15番、及び16番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
7ページをお願いします。
17番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。
以上でございます。

議長

ただいま、議案第4号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。
それでは、1番、長良地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
1月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、銀杏を栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、2番、島地区は、永田俊幸委員、お願いします。

永田委員

2番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。
1月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、きゅうり、たまねぎを栽培される予定です。

永田委員

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、3番、三里地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎(美)委員

3番の申請は、農業経営の安定を図るため、共有者から受人へ畑を譲り渡すものです。申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、4番、5番、及び6番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

4番から6番の申請は、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。申請地では、水稻を栽培される予定です。

2月3日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び、受人とともに現地立会いを行いました。

譲受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、7番、8番、及び9番、黒野・方県地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

7番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

1月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の家族と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

野々村委員

9番の申請は、農業経営の拡大のため、田を譲り渡すものです。

1月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の家族と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻および牧草を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、10番及び11番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

10番の申請は、農業経営を拡大するため、受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

11番の申請は、農業経営を開始するため、受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、12番、鶉地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

2月2日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人代理人及び、受人の母と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、13番から16番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

13番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

松野委員

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

14番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

1月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

15番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

1月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

16番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

1月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。続きまして、17番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

17番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

1月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人、渡人及び代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、野菜が栽培される予定です。受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えています。

議長

ありがとうございました。

議案第4号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹 それでは、議案第5号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
9ページの総括表をご覧ください。
今回は、1件、54平方メートルです。
10ページをお願いします。
1番、黒野地区の申請は、自己用駐車場に転用するものです。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。
以上でございます。

議長 ただいま、議案第5号について事務局から説明がありました。
議案第5号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第6号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

12ページの総括表をご覧ください。今回は、4件、合計2,181平方メートルです。

13ページをお願いします。1番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請に係る農地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権移転により、礼拝者用駐車場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地ではありますが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を提供することによっても当該申請に係る事業の目的を達成することができないため、許可し得るものです。

3番、西郷地区の申請は、所有権移転により、製造業駐車場に転用するものです。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

14ページをお願いします。

4番、合渡地区の申請は、使用貸借により、農家住宅に転用するものです。申請地は、上水管、下水管、又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請に係る農地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第6号について事務局から説明がありました。
議案第6号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第7号、地域計画変更のための意見聴取について、令和8年1月22日付け、岐阜市経農第1381号をもって岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

一色主任主事

それでは、議案7号の地域計画変更のための意見聴取についてご説明いたします。農林課一色と申します。

今回は、令和7年8月から12月までに全22地区で開催いたしました、対面による協議の場の結果を反映するため、地域計画を変更するものでございます。

また、農地転用等のための地域計画変更申出について、変更申出書が提出されたため、地域計画区域から対象農地を外す変更も同時に行っております。

地域計画を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、農業委員会へ意見聴取を行うこととなっておりますので、今回、議案として諮らせていただきます。

それでは、タブレットの方は別冊のPDFデータ「令和8年第2回農業委員会総会議案（議案第7号資料）」を、紙資料の方は別冊資料「岐阜市地域計画案」をご覧ください。

まず、目次がございます。

次頁に「地域計画変更内容一覧」を掲載しております。

ご覧のように、今回は、合渡地区、方県地区、黒野地区、七郷地区、柳津地区で合計8筆の農地転用事案が発生いたしました。

2頁から、地区ごとに農地転用申出地を示した地図を掲載しております。

7頁から、各地区の公表様式と目標地図を掲載しております。

目次をご確認の上、それぞれご自身の地区をご覧くださいと存じます。

公表様式や目標地図には、協議の場でご説明させていただいた箇所のほか、当日ご指摘いただいた箇所を修正し、反映させております。

また、先ほど申し上げた、農地転用事案が発生した地区については、該当農地を除外する変更も行っております。

なお、今回は個人情報の観点から、「地域内の農業を担う者」の名前は伏せさせていただきます。実際に岐阜市の公式ホームページに掲載する際も、このように名前は伏せさせていただきます。

一色主任主事

また、岩野田地区及び日野地区については、昨年度に地域計画を策定いたしました。農振農用地がなく、主要な担い手も存在しないことから、令和8年3月末での廃止を検討しております。この2地区については、本日の資料には、廃止予定の令和7年3月に策定した地域計画を掲載しております。

その他の20地区については、今後、こちらの地域計画変更案を2週間公告縦覧し、令和8年3月末に変更公告を行う予定です。

来年度以降についてですが、今年度のように協議の場を年に1回は開催し、地域計画の変更を行います。お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、農地転用が発生した場合の手続きについてですが、国から通知があったことを受け、来年度より手続きが簡素化される見込みです。現在、県と調整しておりますので、決まり次第、ご連絡させていただきます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第7号について、関係部局から説明がありました。議案第7号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。続きまして、報告に移ります。報告第4号から第6号について、事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは議案第7号のファイルを閉じていただき、通常の議案をご覧ください。まず、報告第4号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。17ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。届出は、29件、合計54,828.66平方メートルです。

続きまして、報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。19ページをお願いします。

小栗主幹

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出は、13件、合計7,194平方メートルです。明細は、20ページから22ページです。

続きまして、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。24ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、53件、合計33,427.21平方メートルです。明細は、25ページから38ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和8年1月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時34分閉会を宣す。